

本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、避難費用（交通費及び生活費増加分）及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例（本和解による現実の支払額は、114万2500円）。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1及び同X 2、同X 3、同X 4、同X 5、同X 6、同X 7、同X 8（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記（1）の損害項目（ただし 及びいずれも下記（2）の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### （1）損害項目

避難交通費	金6万9000円
生活費増加分	金46万円
就労不能損害（申立人X 3）	金109万3500円

（2）期間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年12月31日

### 2 和解内容

被申立人は、申立人らに対し、前項（1）の損害項目についての和解金として、金162万2500円の支払義務のあることを認める。

### 3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、申立人X 1及び同X 2、同X 6、同X 7、同X 8については、それぞれ金8万円（生活費増加分等及び精神的損害）、申立人X 3及び同X 4、同X 5については、それぞれ金60万円（生活費増加分等及び精神的損害）を支払い済みであることを確認する。

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、第3項 記載の支払い済み金額の内、金48万円について、第2項記載の和解金162万2500円と精算する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限るものとし、かつその遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月2日

（仲介委員 島田一彦）